

平成29年第7回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 平成29年7月25日(火)
開会 15時15分 閉会 16時06分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名
教育長 土崎 谷夫 1番 河野 利道 2番 谷口 久枝(欠席)
3番 桑門 超 4番 米倉 ゆかり
- 4 事務局
教育部長 小野 正司 教育総務課長 吉村 岩雄
学校教育課長 川野 剛 社会教育課長 長田 文春
体育保健課長 阿部 俊二
本日の書記 総括主幹 須山 禎宏 主査 清田 甲生
- 5 付議した議案 6件
6 報告事項等 2件
7 その他 0件
8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから平成29年第7回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回議事録の承認

教育長 前回の第6回教育委員会の議事録の承認を桑門委員お願いいたします。
(議事録に署名)

教育長の報告

- ・6/28 6月市議会閉会
- ・6/29 米倉委員就任
- ・7/5 危機管理研修会
- ・7/4、7/7、7/19 フッ化物洗口説明会
- ・7/20 終業式
- ・7/21 総合教育会議

議 案

【議 事】

議案第27号 佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程の一部改正について

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第27号佐伯市特定個人情報等の保護に

関する管理規程の一部改正について、教育総務課から説明をお願いします。

教総課長 議案第 27 号佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程の一部改正についてでございます。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。提案理由は、防災に関することを所管する部局として防災局ができました。それにより業務を統括する防災局長を設置する組織改編によるものです。4 ページをご覧ください。新旧対象ですが、第 1 条の「規定する部」の次に「及び局」を加える改正となっております。

教育長 ただいまの説明につきましてご質問等はありませんか。

教育長 ないようですので、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 28 号 校区外就学について

教育長 続きまして議案第 28 号校区外就学について学校教育課から説明をお願いします。

学教課長 通学校の変更について、佐伯市立学校通学区域設定規則第 5 条の規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。提案理由としましては、現在、大入島小学校は、児童の在籍がないために休校措置をとっており、加えて、本児の同級生の入学もないことから、保護者が学習活動等学校生活に対する不安を感じているため今回の申請となりました。次のページに申請書を掲載しております。大入島に住んでいる子供たちも現在、佐伯東小学校に通学しております。今後の予定につきましても、大入島小学校区の入学予定者は平成 35 年度に 1 名となっております。

教育長 第 28 号議案校区外就学の承認ですけれども、本来、住所地を定める当該学校に就学先を指定するというのが教育委員会の考えですけれども、指定校ではなく希望校に通うことを認めてほしいという申請に対する承認事項であります。なお当該校の大入島小学校は、資料にもありますように平成 30 年度は、当該申し出の生徒が 1 名いるのみで同級生がいない、さらにその後もずっと入学する生徒の予定がないことから申し出に至ったものであるということです。質問も含めて何かありませんか。

河野委員 大入島小学校の校区に子供がいないわけではないんです。なぜかという親が大入島小学校は人数が少なくて団体的に色々なことができないので佐伯東小学校に通学させてほしいという申請を次々としてきているんです。それに対して教育委

員会はずっと認めてきたんです。そして残った子供が大入島小学校で勉強していたんですが、その生徒たちが卒業していなくなってしまったんです。子供たちにより良い教育環境を作ってあげたいという親の願いがあるんです。

教育長 かかる事情がある申請という事で、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 29 号 平成 30 年度使用小学校教科用図書の採択について

学教課長 先ほど 14 時から第 2 回の教科用図書の採択協議会が開催されました。2 名の専門研究員により、8 社の道徳教科書についての詳細な報告がございまして、それぞれの特徴を踏まえて 1 冊 1 社に絞り込みをしていただいております。教科用図書採択協議会から答申が出されましたので採択協議会会長から教育長に答申をいたします。

河野会長 平成 30 年度使用の小学校教科用図書の選定について、本協議会では、上記のことについて地区選定協議会の専門委員の研究報告及び研究協議会研究報告書並びに教科書展示会に寄せられた意見等を参考に研究協議を重ねてきました。ついては、この度、慎重に討議を重ねた結果、下記別添に示す教科用図書が妥当であるとの意見の一致を見たので答申をいたします。

教育長 謹んでお受けいたします。

教育長 議案第 29 号は、教科用図書の案件であります。教科用図書の採択に対する扱いの慎重性の意味もありまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により、この案件については公開しないこととして審議したいと思えます。皆さんの同意を求めます。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

＝非公開＝

＝原案のとおり承認＝

議案第 30 号 佐伯市公民館運営審議会委員の委嘱について

教育長 議案第 30 号佐伯市公民館運営審議会委員の委嘱について説明をお願いします。

社教課長 議案第 30 号佐伯市公民館運営審議会委員の委嘱についてですが、佐伯市公民館運

営審議会委員に次の者を委嘱したいので、佐伯市公民館条例第 27 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求める。提案理由は、佐伯市公民館条例第 27 条第 1 項の規定により、佐伯市公民館運営審議会委員は、教育委員会が委嘱することとされている。現委員の任期が平成 29 年 7 月 31 日で満了するため、次の表に掲げる者を新たに委嘱したいので提出するものです。次のページに委員の名簿を載せております。20 名中 6 名の方が新任となっております、14 名の方が再任であります。

教育長 佐伯市公民館運営審議会委員の委嘱についてですが、7 月 31 日をもって任期が満了することから新たに決めたいという提案ではありますが、ただいまの説明につきまして、何かご質問はありませんか。

河野委員 委員の方がどういう活動をしているかわかれば教えてください。

社教課長 社会教育法の第 9 条に審議会を置くことができるとういことで、この公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画、実施につき調査、審議するものとなっております。具体的には年に 1 度、審議会を開催して前年度の事業報告、今年度の計画の報告をします。その中で色々な指導をいただいたり、改善点があれば教えていただくという形で進めております。主に講座、高齢者教室といったものが主となりますが地域の実情を踏まえたご指導等をいただいております。

桑門委員 審議会の委員は、実際に運営に関わっているんですか。

社教課長 実際には運営に関わっておりません。

教育長 他にございませんでしょうか。19 地区 20 名の新任、再任ということで名簿の方々を平成 29 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日まで 2 年間の委嘱についてご同意いただけますでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 31 号 佐伯市文化財保護審議会委員の委嘱について

教育長 議案第 31 号佐伯市文化財保護審議会委員の委嘱について説明をお願いします。

社教課長 佐伯市文化財保護審議会委員に次の者を委嘱したいので、佐伯市文化財保護条例第 47 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求める。提案理由は、佐伯市文化財保護条例第 47 条第 3 項の規定により、佐伯市文化財保護審議会委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命することとされている。現委員の任期が平成 29 年 7

月 31 日で満了するため、次の表に掲げる者を新たに委嘱したいので提出するものです。次のページに委員の名簿を載せております。保護審議会委員は 15 名おります。15 名中 1 名のみ新任となっております。保護審議会委員の方は、どうしても専門性が高く再任が多い状況であります。

教育長 文化財保護の事情から審議会委員の方はどのような役割を期待され、なおかつ活動しているのかということの説明をお願いします。

社教課長 佐伯市文化財保護条例第 45 条には教育委員会に保護審議会を置くとなっており、第 46 条に審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存および活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議することとなっております。色々な文化財がありますが、それらの保存に関すること、問題点があれば審議会にかけてご指導いただくというようなことをしております。

河野委員 佐伯市は広いですから、数多くの文化財があると思います。名簿の中に地区代表というのがあり、直川、宇目がないのですが、別の分野にその地区の方がいるから入っていないのですか。

社教課長 おおかた地区は分散しています。蒲江が 2 人いるのは地区が広いからではないかなと思います。

教育長 15 人以内という制限がある中で、考慮すべき重要な意見であるとも思います。建造物から学識経験にわたる別府大学の教授などは、より専門性の高い事情で、領域的にも分野的にも必要な方々なんでしょうけれども、九州一広い佐伯市の全域にわたって文化財があるでしょうから、そういったものを一体的に保護することで各地区の事情が分かる委員を選定するということは極めて合理的な意見だと思いますので、15 人の構成を考える際にまた検討をしていただきたいと思います。そういう意見を付けたうえで、佐伯市文化財保護審議会委員の平成 29 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日まで 2 年間にわたる委嘱についてご同意いただけますでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 32 号 佐伯市文化財保護推進委員の委嘱について

教育長 議案第 32 号佐伯市文化財保護推進委員の委嘱について説明をお願いします。

社教課長 佐伯市文化財保護推進委員に次の者を委嘱したいので、佐伯市文化財保護条例第 55 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求める。提案理由は、佐伯市文化財保護条例第 55 条第 2 項の規定により、佐伯市文化財保護推進委員は、教育委

員会が委嘱し、又は任命することとされている。現委員の任期が平成 29 年 8 月 8 日で満了するため、次の表に掲げる者を新たに委嘱したいので提出するものです。次のページに委員の名簿を載せております。推進委員につきましては、明確に地区割りをしております。今回、28 名中 2 名の方が新任となっております。

教育長 第 31 号、第 32 号は、佐伯市の文化財保護の関係委員となりますけれども、保護の審議会委員と推進委員の役割の違いの説明をお願いします。

社教課長 文化財保護条例の中に推進委員は、次に掲げる職務を行うという項目があります。主に文化財の巡視、調査に関することで各地域の天然記念物であったりそういった文化財を巡視していただいて、報告書をまとめて提出していただくということになっております。

教育長 これも委員の任期が平成 29 年 8 月 8 日で満了するため、次期 2 年間の委員を名簿のとおり委嘱する提案であります。ご承認いただけますでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 予定されておりました議事につきましては、第 27 号から第 32 号までご審議いただきましてありがとうございました。

報告事項等

- (1) 大分県学力定着状況調査の結果速報について
- (2) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第 7 回佐伯市教育委員会を終了します。

終了 16 時 06 分